

平成 27 年 5 月 20 日

「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」および
「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を
改正する法律」の成立について

一般社団法人全国地方銀行協会
会 長 寺 門 一 義

5 月 13 日、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」が成立し、本日、「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立しました。

これらの法律は、日本政策投資銀行および商工組合中央金庫（以下「両機関」）の完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保、および地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給促進に万全を期す観点から、両機関の在り方を見直したものであると理解いたします。

私ども地方銀行としては、民間金融機関のみでは十分な対応が困難な分野において、民間金融機関を補完することが両機関の役割であると考えています。今回成立した法律においては、両機関に対し、その業務を行うにあたり、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう、特に配慮することが義務付けられていますが、その規定どおり、今後、「民間にできることは民間に委ねる」との原則に基づいて、両機関の業務が実施されることが重要と考えます。

また、1 月 26 日開催の行政改革推進会議において、両機関の所管大臣より、両機関が民業圧迫とならないための対応策として、官民の意見交換の場の設置や第三者によるチェック等が示されており、今後、こうした対応が適切かつ早期に行われることを期待いたします。

今回成立した法律においては、本法律の施行後適当な時期に両機関の業務の在り方等について検討するとされていますが、その際には、私ども民間金融機関の意見を適切に反映し見直しされるよう要望いたします。

以 上